

比布町行財政改革大綱

(集中改革プラン)

実施期間 平成17年度から
平成21年度まで

比 布 町

～ 目 次 ～

- 1 経 過
- 2 地方自治体を取り巻く環境
- 3 自主的・計画的な行財政改革の推進
 - ① 行財政改革大綱の見直し
 - ② 行財政改革大綱の見直しにあたっての基本的事項
 - ③ 実施期間
- 4 行財政改革大綱上の主要事業について
 - ① 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - ② 民間委託等の推進
 - ③ 定員管理の適正化及び人材育成並びに組織機構の見直し
 - ④ 給与の適正化
 - ⑤ 経費削減等の財政効果
 - ⑥ その他
 - 1) 歳入財源の確保
 - 2) 情報の共有化に伴う行政サービスの向上
 - 3) 広域行政

1. 経 過

本町では、昭和61年1月行政改革大綱を策定し、効果的な行政運営に努めてきましたが、その後少子・高齢化、国際化や情報化などの進展により、町政をめぐる環境が多様化し行政ニーズも大きく変化してきたことから、平成8年2月町長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、行政事務の簡素化等将来のまちづくりなど、さまざまな観点から行財政改革を推進してきたところがあります。

しかしながら、その後の急速な社会情勢の変化と、国が抱える財政や権限の在り方など、「地方分権」が叫ばれ、その推進に向けた対応が市町村の課題となり、このため自治体の体質強化等、行政改革と財政構造改革の取り組みが必要となり、国の指針に基づき、平成11年9月に同計画の見直しを行い、その後、同計画や民間人による行財政検討委員会での論議を踏まえ、事務事業や補助負担金などの見直しを行ってきました。

その後、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町及び上川町の関係5町（以下「関係5町」という。）での市町村合併論議のなか、地方交付税等の大幅な削減を受け、平成15年12月に「比布町行財政改革大綱」を策定しました。

しかし、平成17年3月、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「行革指針」という。）が示されたため、平成15年に策定した比布町行財政改革大綱を見直すものであります。

2. 地方自治体を取り巻く環境

21世紀に入り、少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展、住民の価値観の多様化、生活環境等への関心の高まりなど経済情勢が大きく変化しており、平成12年には地方分権一括法が施行され、地方分権もいよいよ実施段階に入るなど、地方自治は新しい時代を迎えようとしています。

本町はこれまで、まちづくり計画に基づき、地域産業振興と保健福祉などの健康づくり事業、道路、上下水道、住宅、公園など

の生活環境の整備等のハード事業、及び住民の視野を広め個性ある人材育成等のソフト面の事業など、住民の意見や提言を最大限取り入れ、バランスある行政運営の推進に努めてきました。

しかし、バブル崩壊以降、景気の低迷が長期化し、国においては、財政再建を最優先に、国庫補助負担金の削減と税源の移譲、地方交付税の削減という「三位一体」改革を推し進めようとしており、今後、小規模市町村にとって大変厳しい状況が予想されます。

また本町においては、介護保険の導入や、老人福祉、保育行政、生活環境等の行政ニーズが一段と多様化してきており、次代を展望する、個性豊かで魅力あるまちづくりをどのように進めていくか、多くの課題を抱えています。

さらに、旧合併特例法（平成17年3月31日で失効、以下「合併旧法」という。）のもとで、関係5町は、住民説明会などを通じて合併に積極的な意見はなく、各町とも「当面自立」を表明し、それぞれ行財政改革や広域行政の推進で、自立の道を模索している現状にあります。本年4月から施行された合併特例法（以下「合併新法」という。）は、都道府県知事に勧告権限を与えており、5月には総務省が「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（以下「合併指針」という。）を示し、さらなる市町村合併を推進しようとしています。

3. 自主的・計画的な行財政改革の推進

① 行財政改革大綱の見直し

本町課長職による行財政改革推進本部が中心となり、行財政検討委員会の論議を踏まえ、今後予想される地方交付税の大幅な削減を視野にいれ、行財政運営全般を再点検し、事務事業の見直しや補助金等の整理統合化等、具体的な取組を進めるため、行財政改革大綱の見直しを行い、新たに年度毎実施計画を策定します。

また、職員の定員管理においては、公営企業会計も含め全庁的に業務内容を厳正に点検し、臨時職員対応など定数の縮減に努め、施設管理については民間委託や指定管理者制度を導入し、経費の節減に努めます。

なお、大綱の見直しに当たっては、合併新法による北海道の

動向を注視しつつ、行革指針を受け、平成15年12月策定の比布町行財政改革大綱並びに実施計画を基本としながら、住民の代表からなる行財政検討委員会に諮り、住民の意見を反映する一方、見直した比布町行財政改革大綱及び実施計画（以下「集中改革プラン」という。）は、広報紙等を通じ住民に周知し、理解を求めるよう努めます。

② 行財政改革大綱の見直しにあたっての基本的事項

急激な情報化社会への移行や少子・高齢社会の進展、長期化する景気低迷のなか、本町の財政状況は、町税の伸び悩みや地方交付税の大幅な減額、経常経費の増加など厳しい状況に直面しています。

したがってこのため、国の財政難を理由とした市町村合併の推進や、効率的な行政運営を図る広域連合など、広域行政の拡大も視野に入れながら、住民と連携し、住みやすく魅力あるまちづくりを推進するとともに、住民の視点に立った行財政運営に努める必要があります。

同時に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という、地方自治運営の基本原則により、サービスと経営感覚に立脚した、職員の意識改革と創意工夫につとめ、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢で、住民へのサービス向上や、事業の企画立案等に取り組む姿勢が重要であります。

また、今後、地方分権の推進に伴い、自己決定・自己責任が強く求められ、国や道からの事務権限の移譲が進み、自ら判断・処理する領域がより拡大することから、町長を筆頭に職員自ら施策の方向性を見極め、責任ある行政運営に当たることが必要となり、主体的な創意工夫を喚起する等意識改革のため、研修機会の一層の充実を図ります。

さらに、集中改革プランに基づき行財政改革を推進するに当たっては、広報紙に掲載するとともに、議会、まちづくり懇談会や各種会議等で、住民との意見交換の機会を設けます。

③ 実施期間

平成17年度から平成21年度までとします。

実施期間中、新たに取り組むこととなる事項は、随時追加項目として取り扱います。

4. 行財政改革大綱上の主要事業について

① 事務事業の再編・整理、廃止・統合

少子・高齢化と過疎化の進行、地方経済の低迷により住民の行政ニーズは複雑多様化してきており、住民へのサービス提供や施策の実施にあたっては、町内相互の調整を図る等、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率等を十分検討し、事務事業の整理合理化をすすめます。

このため、担当職員の明確な目標設定と効果的な進行管理に努めるとともに、提案制度や民間発想の導入を図り、補助事業等にあってもその必要性を十分検討し、見直しを含めた事業の評価など議論を進めます。

また、住民サービスの向上を図り、地方分権の推進に伴い主体的に処理出来る分野も拡大すると予想され、事務の簡素化など行政運営の効率化のため、実施が可能な分野の民間委託の導入や指定管理者制度の活用等、行政責任を明確にししながら、町内自治組織への協力を要請していきます。

さらに、今後は地方交付税の大幅な減額が予想され、補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、評価システムの導入を図り終期の設定や不断の見直しに努め、整理合理化を図ります。

② 民間委託等の推進

定型的な業務を含め事務・事業の全般にわたり、近隣町や民間の受託提案などを参考に、経費の削減などメリットが生じる委託の可能性について検討を加えます。

本町には、町が出資する第3セクターがなく、公共施設についても、直営若しくは一部業務の民間委託より管理運営をしてきましたが、平成15年の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入されたことから、今後の施設の管理運営のあり方について検証を行なう必要があります。

さらに、民間委託や指定管理者制度の導入に当たっては、対象事業、選定基準や契約条項など透明性の確保を図り、個人情報保護など必要な措置を講じるよう努めます。

③ 定員管理の適正化及び人材育成並びに組織機構の見直し

定員管理に当たっては、事務事業の見直しと、民間委託等も視野に入れ、新規の行政需要に対しても、配置転換で対応する等、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本とし、定年退職等に伴う新規採用を極力抑え定員の縮減に努め、簡素で効率的な行政体制となる適切な職員配置とします。

また、定員適正化計画については、適正な人事配置を行い、職員体制の見直しを図り、平成22年4月1日現在の目標職員数を明示し、人件費の削減に努めます。

人材の育成に当たっては、平成12年度に策定した人材育成基本方針により、地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や、創造的能力、法務的能力等の向上を図るよう、中央研修所、北海道や町村会等主催の研修への派遣を中心に、研修機会の提供等につとめ、職場における実務研修、自己啓発等人材育成の観点に立った人事管理と、幅広い視野と住民感覚をもつ総合的な人材育成に積極的に取り組みます。

役場組織は、平成12年度に1課を見直し、平成16年度に3課を統合して、厳しい財政状況下、時代の変化に対応し、新たに抱える行政課題や住民の多様なニーズに即応できる、機能的な組織機構への見直しを行なってきましたが、さらに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、事務事業の広域連合化を検討し、効率的に推進できる組織機構とします。

また、出先機関や一部事務組合についても、適正な運営のための検討を加えるとともに、各種審議会・委員会等については、平成16年度から報酬額と費用弁償を見直しましたが、今後は、行政推進に当たっての必要度等を十分精査するとともに、各種委員会の必要性など統廃合を検討し、委嘱人員の見直しも図ります。

さらに、男女共同参画社会を進めるため、条例の制定又はプランの策定に向け論議を深め、女性の登用を進めるよう努めます。

④ 給与の適正化

本町の給与は、毎年的人事院給与勧告を基本に改定を行ってきており、不適切な給与水準にはありませんが、厳しい地域経済を背景に、地域民間企業との乖離が指摘されています。

今後も人事院給与勧告を遵守しながら、給与水準の見直しと適正化を図るため、級別職務分類の適正な執行につとめるとともに、職員の給与等については、本年9月に示された国の新しい公表例を参考に、町民にわかりやすい方法を検討し、毎年適時に広報紙等で公表します。

⑤ 経費削減等の財政効果

本町の歳入予算に大きな割合を占める、地方交付税の大幅な減額が予想されるなか、人件費、公債費をはじめとする義務的経費が増加し、ここ数年、基金の取り崩しを行うなど財政状況が悪化して、経費全般の徹底的な見直しが迫られており、事務事業の整理合理化、施設等維持管理費の見直し、庁内管理経費などの削減を進めます。

⑥ その他

1) 歳入財源の確保

行政サービスの提供や、まちづくり計画を推進するためには、財源の確保と有効活用が基本となり、また、住民の公平性の確保からも滞納の一扫が緊急の課題となっています。

このため、本町の貴重な自主財源である税等の、収納率向上に努めるとともに、「町税等滞納処理対策プロジェクトチーム」を中心に、過年度分の収納率向上にも努め、受益者負担の考え方に基づく、使用料や手数料の適正化を図ります。

2) 情報の共有化に伴う行政サービスの向上

行政窓口における対応改善と行政サービスのため、適切な接遇等を徹底し、本町の実情に適合した効率的な行政運営を進めます。

また、近年の情報化社会にあって、行政情報のあり方が問われており、毎年度当初、各戸への予算概要書配布や、各行政区に担当職員を配置し実施事業等の説明を行う一方、広報

紙等による周知を図るとともに、インターネットによるホームページに関係記事を掲載し、行政事務サービスの向上に努めます。

平成12年度に施行した情報公開条例の円滑な運用のため、「行政情報は、町と町民との共有財産」という認識に立ち、適正な文書管理を徹底し、制度の周知を図るとともに、個人情報保護条例の見直しにむけ検討を重ねます。

また、行財政改革に関する情報等については、町の広報紙などを通じ住民への周知に努めます。

3) 広域行政

本町では、事務の合理化を図るため、塵芥、し尿、消防の事務を一部事務組合により進めておりますが、今後はさらにその効率的な運営につとめるため3組合の統合や介護保険、国民健康保険、老人保健の広域連合にむけ、関係町との協議・調整を図ります。